

答申保第 41 号
平成26年 3月31日
(諮問保第49号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成23年7月26日付けで、「〇年〇月〇日、精神保健指定医2名が「私」を診察した際の「緊急措置入院」「移送処分」の行政処分決定にかかる診察の記録」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成23年8月24日付け障福第421号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成23年10月19日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 平成〇年〇月〇日に行われた行政処分（移送処分・措置入院）に際した2名の精神保健指定医の簡易鑑定に「虚偽鑑定」の疑いがあり、不服がある。

イ 「申請等の形式」の不開示について、「申請者等の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるため」とあるが、支障は及ばないと判断する。決して不法行為を以て抗うことはしない。

ウ 「生活歴及び現病歴」の不開示について、当時の2名の簡易鑑定に携わった精神保健指定医に洞察力があったとは思えない。指定医は、元来「誤診・誤処方」の疑いがあり、誤処方による中枢神経作用薬により、神経・精神は蝕まれ、人生だけでなく、精神をも「狂」わされてしまった。医療行為自体に誤謬が見られ、関係者たちにも相応の帰責・瑕疵があることから、情報を開示すべきである。関係者等に不正な侵害を及ぼそうという気は私にはない。

エ 「陳述者氏名・続柄」の不開示について、「第三者」にも瑕疵があり、情報開示は妥当。また、公序良俗に反するような行動は慎むので、私が「第三者」やその他の関係者に悪影響を及ぼしはしない。

オ 「問題行動」の不開示について、私は何ら悪いことなどしてはいない。元を糾せば鹿児島県側も瑕疵はあるのだから、情報開示は妥当。

カ 「診察時の特記事項」の不開示について、私は悪いことなどしていないので、情報開示は妥当。そもそも虚偽鑑定で「措置入院処分」「移送処分」が決定されたのであることにより、事務事業そのものが、本来適切・適正ではない。よって、当該情報を開示したとしても、何ら支障を生じることはない。

キ 「精神保健指定医氏名」、「精神保健指定医印」及び「職員氏名」の不開示について、当時の関係者である「2名の医師」「職員」による行政処分は不当と判断するので、情報開示は妥当である。幸いなことに、平成〇年〇月〇日の措置入院のとき1次鑑定に携わった医師から、診療情報提供書の開示を受けることができた。1次鑑定、2次鑑定の精神保健指定医の氏名等、全ての項目を開示するよう申請する。

提出した「参考資料」により、「了知」と認められる事実については「開示」が妥当であると推定する。

ク ○○

ケ ○○

コ ○○

サ ○○

シ 一部開示決定を取り消すに至る主たる事由は、「精神保健指定医2名による簡易鑑定に虚偽鑑定の疑いが認められるから」というものであった。その他の事由は広義においては行政処分に「瑕疵」があるからである。そしてまた、開示し得た場合には相応の「公益性」が認められるであろうと推定するからである。

個人権益の復権のみならず、遍く「公的秩序及び善良なる風俗」、「公共の福祉」及び「信義則」に俱し、またそれに当方の「異議申立て」により「全開示」を申し出ることには「公権の処分」に抗うことを意味する。かつ鑑定に虚偽の部分が確認されたならば、その「瑕疵」を明らかにすることになるであろう。そのことから、開示に至ることは公益性に寄興すると判断する。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

平成〇年〇月〇日に請求者へ実施された措置入院に係る診察の診断書

(2) 一部開示決定の理由

ア 「申請等の形式」

申請者等の区分が記載されており、情報を開示した場合、申請者等の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

イ 「生活歴及び現病歴」

情報を開示した場合、不信を募らせ、症状の悪化に繋がるなど、医療行為への無用な誤解や反発を生じ、開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

条例第13条第2号の第三者に関する情報又は開示請求者以外の第三者を識別することができる情報が記載されており、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

情報を開示した場合、陳述者その他関係者の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

ウ 「陳述者氏名・続柄」

条例第13条第2号の開示請求者以外の第三者に関する情報が記載されており、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

情報を開示した場合、陳述者その他関係者の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

エ 「問題行動」

情報を開示した場合、不信を募らせ、症状の悪化に繋がるなど、医療行為への無用な誤解や反発を生じ、開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

県が行う事務に関する情報であり、情報を開示した場合、今後、これらの記載内容を簡略化するなどの対応が予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

オ 「診察時の特記事項」

情報を開示した場合、不信を募らせ、症状の悪化に繋がるなど、医療行為への無用な誤解や反発を生じ、開示請求者の健康を害するおそれがあるため、条例第13条第1号の開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報に該当する。

県が行う事務に関する情報であり、情報を開示した場合、今後、これらの記載内容を簡略化するなどの対応が予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

カ 「精神保健指定医氏名」

条例第13条第2号の開示請求者以外の第三者に関する情報が記載されており、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

キ 「精神保健指定医印」

条例第13条第2号の開示請求者以外の第三者に関する情報が記載されており、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

情報を開示した場合、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第5号の公共の安全等に関する情報に該当する。

ク 「職員氏名」

「職員氏名」の開示しない理由として、本件処分の際に条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当としていたが、次のとおりに訂正する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定により診察の立会いをした保健所職員を識別することができる情報であり、情報を開示した場合、今後の措置入院業務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第13条第7号ウの事務又は事業に関する情報に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年11月10日	諮問を受けた。
平成24年2月8日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月14日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
4月18日	異議申立人から意見書を受理した。
平成25年6月24日	諮問の審議を行った。
7月31日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
8月21日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
9月20日	異議申立人から追加資料を受理した。
9月24日	異議申立人から意見書及び追加資料を受理した。
10月22日	異議申立人から意見書及び追加資料を受理した。
平成26年1月22日	実施機関から補充処分理由説明書を受理した。
1月24日	異議申立人に補充処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
2月17日	異議申立人から意見書及び追加資料を受理した。
2月24日	異議申立人から意見書及び追加資料を受理した。

2月26日	異議申立人から意見書及び追加資料を受理した。
3月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、平成〇年〇月〇日に異議申立人へ実施された措置入院に係る診察の診断書の中の異議申立人に関する情報である。

実施機関は、これらのうち「申請等の形式」を条例第13条第5号、「生活歴及び現病歴」を条例第13条第1号、第2号及び第5号、「陳述者氏名・続柄」を条例第13条第2号及び第5号、「問題行動」及び「診察時の特記事項」を条例第13条第1号及び第7号ウ、「精神保健指定医氏名」を条例第13条第2号、「精神保健指定医印」を条例第13条第2号及び第5号、「職員氏名」を条例第13条第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第1号、第2号、第5号又は第7号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 「精神保健指定医氏名」及び「精神保健指定医印」の条例第13条第2号該当性

「精神保健指定医氏名」及び「精神保健指定医印」は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第13条第2号本文の不開示

情報に該当する。

異議申立人は、提出した「参考資料」により「了知」と認められる事実については「開示」が妥当であると主張している。

しかしながら、「精神保健指定医氏名」及び「精神保健指定医印」と同内容の情報について、本人が知ることができた事情があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、条例第13条第2号ただし書アの「慣行として」には当たらないと解されており、仮に、本人が精神保健指定医の氏名等を「了知」しているとしても、これによって「精神保健指定医氏名」及び「精神保健指定医印」が慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているとは認められないことから、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、「精神保健指定医氏名」及び「精神保健指定医印」を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、「精神保健指定医印」は、条例第13条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第5号該当性については判断するまでもない。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）及び第7号（事務又は事業に関する情報）該当性について

(ア) 条例第13条第5号

条例第13条第5号では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第7号ウ

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号ウでは「評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

なお、本件対象保有個人情報に係る診断書は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条の規定による診察に関し、精神保健指定医及び始良保健所職員が作成した文書であることから、同号本文の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

(ウ) 「申請等の形式」、「生活歴及び現病歴」及び「陳述者氏名・続柄」の条例第13条第5号該当性

異議申立人は、〇〇病院に、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで措置入院をし、引き続き、同月〇日から同年〇月〇日まで医療保護入院をし、一旦、退院したが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで再び医療保護入院をし、退院後、現在に至るまで通院している。

措置入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項に基づく入院形態であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められた精神障害者を都道府県知事の権限により強制的に入院させるものである。この場合において、都道府県知事はその者を入院させるには、その指定する2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致した場合でなければならないことになっている。

本人の同意なくその者を入院させる措置入院の性質上、通常、公文書の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予測され、異議申立人の今後の治療に対しての反発や拒否、関係機関に対しての業務妨害、関係者や関係公務員に対しての追及、攻撃等の可能性を否定することはできないものと認められる。

措置入院の性質を踏まえて検討したところ、「申請等の形式」、「生活歴及び現病歴」及び「陳述者氏名・続柄」は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、「申請等の形式」、「生活歴及び現病歴」及び「陳述者氏名・続柄」を条例第13条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、「生活歴及び現病歴」及び「陳述者氏名・続柄」は、条例第13条第5号の不開示情報に該当すると認められるので、「生活歴及び現病歴」の同条第1号及び第2号該当性並びに「陳述者氏名・続柄」の同条第2号該当性については判断するまでもない。

(エ) 「問題行動」及び「診察時の特記事項」の条例第13条第7号ウ該当性

措置入院の性質を踏まえて検討したところ、「問題行動」及び「診察時の特記事項」は、開示することにより、精神保健指定医が今後、記載内容を簡略化するなどの対応が予想され、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「問題行動」及び「診察時の特記事項」を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、「問題行動」及び「診察時の特記事項」は、条例第13条第7号ウの不開示情報に該当すると認められるので、同条第1号該当性については判断するまでもない。

(オ) 「職員氏名」の条例第13条第7号ウ該当性

措置入院の性質を踏まえて検討したところ、「職員氏名」は、開示することにより、関係公務員の生命、身体、財産等が侵害されるなど私的生活を不当に侵害するおそれがあり、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「職員氏名」を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

また、異議申立人は、そもそも虚偽鑑定で「措置入院処分」「移送措置処分」が決定された等についても主張しているが、措置入院については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、患者の人権擁護等の観点から、定期に指定医の診察結果に基づいて報告を行うことが義務づけられており、精神医療審査会における審査等を通じて、入院の必要性について公正かつ専門的なチェック機能が働く仕組みがとられているものであり、異議申立人の主張は、条例に基づく開示請求制度とは別の問題であるから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。